

# 令和6年度 熊本県立熊本高等学校 部活動に係る活動方針

令和6年4月1日改訂

## 1 本校の部活動

### 【体育系】

野球、ソフトテニス、テニス、弓道、ラグビー、ハンドボール、陸上競技、サッカー  
バスケットボール、バレー、卓球、バドミントン、水球・水泳、柔道、剣道、体操・新体操  
山岳、ボート、空手道、

### 【文化系】

吹奏楽、KSO、女声コーラス、グリークラブ、江原太鼓、ESS、ディベート、美術、書道  
茶道、華道、囲碁・将棋、百人一首、写真、新聞、放送、文芸、演劇、物理、化学、生物、地学

### 【同好会】

アコースティックギター、クイズ研究、ジャグリング、社会問題研究、漫画研究、ボランティア、  
図書部、ダンス、クリエイティブ・イノベーション

## 2 目標

- (1) スポーツや文化、科学等の活動の楽しさや喜びを味わい、生徒が生涯にわたって活動に親しむ基礎を形成する。
- (2) 生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒などの人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めるものとする。
- (3) 生徒の能力・適性、興味・関心などに応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動を行う。

## 3 活動日・活動時間

### (1) 活動日

ア (ア) 1週間の活動日は5日以内とする、このうち平日は少なくとも1日を休養日とし、  
土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週または次週に振替休養日を設けることとする。

(イ) 上記(ア)を原則とするが、校長の了承を得て、生徒の実態・競技の特性・大会  
スケジュールなどの観点から活動日・活動時間を設定することができる。ただしその  
場合であっても、休養日を週1日設けることとし、さらに週当たりの練習時間につい  
ては16時間未満を目安として設定することとする。

イ 競技特性や活動環境などにより、原則(ア)であるが(イ)の規定でも活動する部活動。  
野球、ソフトテニス、弓道、ラグビー、陸上競技、サッカー、バスケットボール、  
バレー、水球、剣道、吹奏楽

ウ 活動は、原則としてAT1週間前より中止するが、試合・発表会の直前である場合(試合・  
発表会が、AT後2週間内にある場合)は、生徒課長及び管理職の了承をとり、1時間位を  
限度として練習を認める。AT中は活動禁止とするが、AT中またはATがある週の週末に  
開催される試合・発表会の出場が許可された場合、AT中の1時間以内の練習を認める。  
※活動に参加する生徒は必要最小限にとどめること。

※認められた部は、顧問が責任持って活動を終わらせ、下校指導も行うこと。

エ 夏期及び冬期休業中の閉学日は、活動しないこととする。

## (2) 活動時間

- ア 1日の活動時間は長くとも平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。  
長期休養中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。
- イ 始業時前の活動については原則として認めない。特別の事情がある時は、全職員の了承をとって活動を認めることもある。
- ウ 下校時間を厳守する。（学校の門を出る時刻）  
3月～10月……19：00 11月～2月……18：30  
※放課後は部活動の時間を保証し、かつ速やかに生徒が部活動に移行できるように配慮する。

## 4 大会等への参加

- (1) 部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率などを明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。
- (2) 公認出席取扱いについて
  - ア 試合や発表会出場等のため授業を受けない場合は、引率者は全職員の了承を得た後、公認出席取扱願（様式11）を職員室白板に掲示する。
  - イ 出場する生徒は、公認出席取扱願（様式12）を室担任に提出する。
  - ウ 室担任は、出席簿への記入および教務支援システムへの入力を済ませ、教科担任への連絡に遺漏がないようとする。
  - エ 高校総体・総文祭出場の場合は、別様式で、その時連絡する。
- (3) 練習試合の実施にあたっては、部顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

## 5 合宿

- (1) 目的  
熊本高等学校の部活動（体育系、文化系、及び同好会）が、合宿によって訓練・研修等を深め、その部活動の振興に資することを目的とする。
- (2) 期間  
4泊5日以内とする。ただし、原則として長期休暇中（5月連休含む）に限る。
- (3) 場所  
施設その他の事情により校外で行う時は、所定の手続きの後、校長の許可を得なければならない。なお県外または国外で行うときは、校長及び県教育委員会への申請が必要である。
- (4) 参加者  
当該部所属の者。参加者は保護者の同意書を必要とする。

## 6 その他

- (1) 部活動顧問会議
  - ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。
  - イ 必要に応じて部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化に努める。
- (2) 部費の徴収について  
部費等の取扱いについては原則保護者に管理を依頼する。
- (3) その他  
部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動への理解と協力を得ることができるように努める。